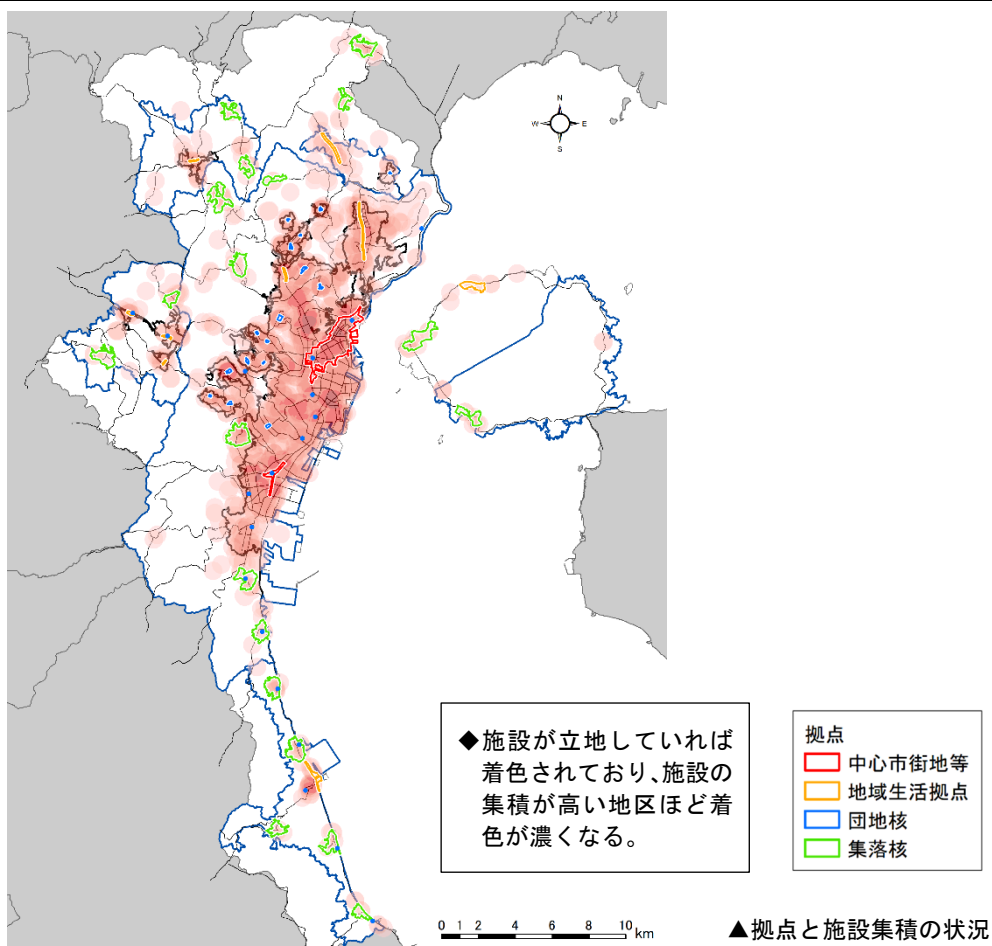


5. 都市機能誘導区域

5.1 都市機能誘導区域の設定方針

第二次かごしま都市マスタープランでは、商業施設、子育て施設、医療・福祉施設、公共施設等の都市機能を誘導する区域として、中心市街地等や地域生活拠点、団地核といった拠点を含めて「都市機能誘導エリア」を位置付けており、これを踏まえて都市機能誘導区域を設定します。

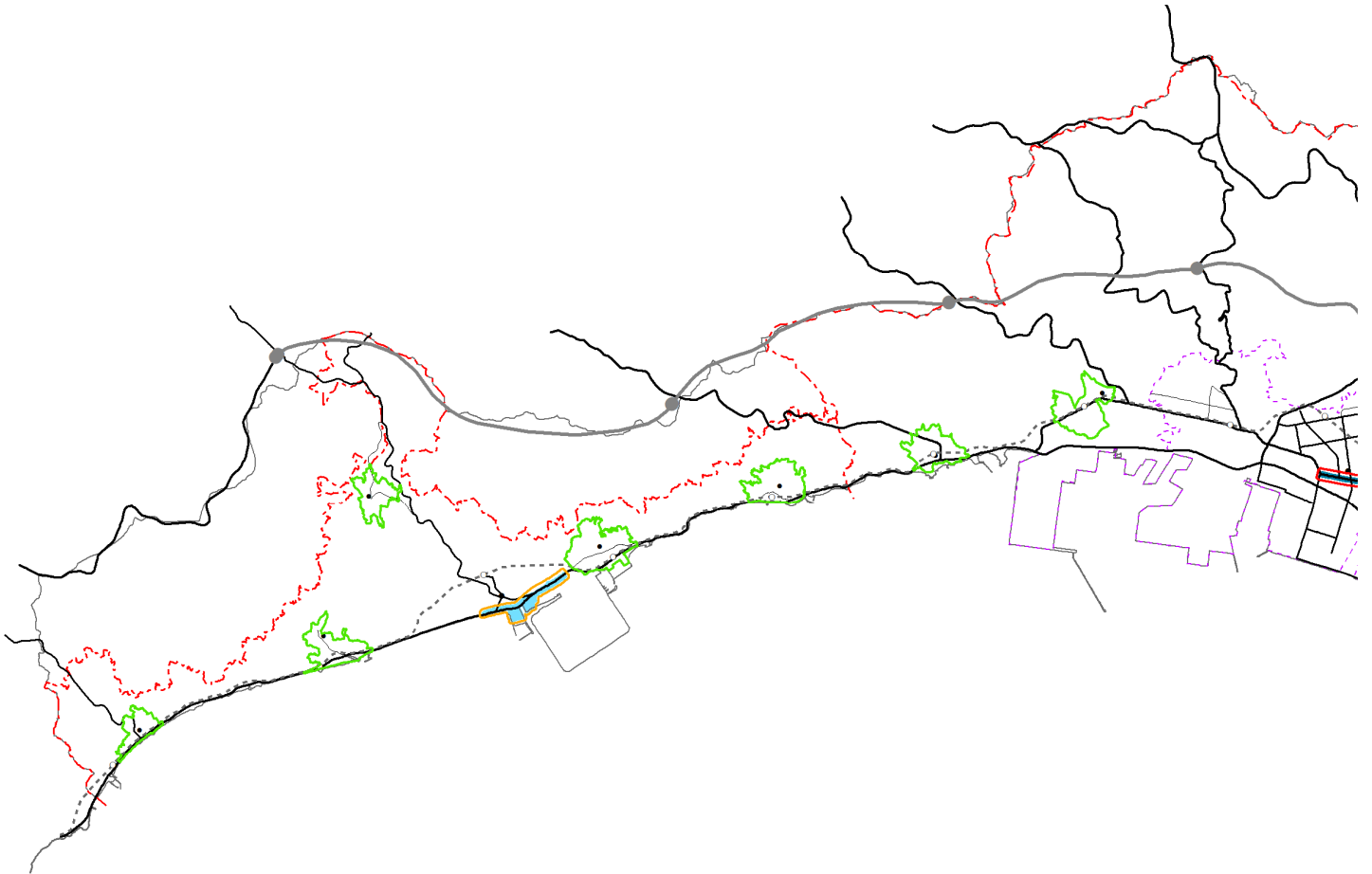
鹿児島都市 計画区域	一定の密度が保たれている市街化区域内は、中心市街地等や地域生活拠点、団地核を基本として、人口の将来推計や現在の都市機能集積状況、公共交通の状況等を含めて設定
吉田都市 計画区域	人口密度が高い用途地域等を中心に、地域生活拠点、団地核を基本として、人口の将来推計や現在の都市機能集積状況、公共交通の状況等を含めて設定
松元都市 計画区域	比較的人口密度の高い用途地域内や鉄道駅周辺を中心に、地域生活拠点を基本として、人口の将来推計や現在の都市機能集積状況、公共交通の状況等を含めて設定
郡山都市 計画区域	土地区画整理事業区域内の用途地域を中心に、地域生活拠点を基本として、人口の将来推計や現在の都市機能集積状況、公共交通の状況等を含めて設定
喜入都市 計画区域	比較的人口密度の高い用途地域を中心に、地域生活拠点を基本として、人口の将来推計や現在の都市機能集積状況、公共交通の状況等を含めて設定



5.2 都市機能誘導区域の設定

施設の立地状況等を踏まえ都市機能誘導区域は以下のとおりとします。

- ① 居住誘導区域内にある第二次かごしま都市マスタープランの拠点（中心市街地等、地域生活拠点、団地核）
- ② 第二次かごしま都市マスタープランにおいて都市機能の集約を生かした広域的な拠点の形成を図るとしている与次郎周辺
- ③ 中心市街地周辺の人口密度の高い地域のうち、市電沿線等の公共交通の利便性が高い区域



都市機能誘導区域

- 都市機能誘導区域①
- 都市機能誘導区域②

拠点

- 中心市街地等
- 地域生活拠点
- 団地核
- 集落核

● 自動車専用道路・インターチェンジ

— 主要幹線道路

— 幹線道路

— 主要な道路

--- 鉄道・駅

--- 市電・駅

--- 桜島フェリー

□ 都市計画区域

□ 市街化区域

0 1 2 4 6 8 10 km

▲都市機能誘導区域と拠点

【都市機能誘導区域の区分】

- 都市機能誘導区域①
第二次かごしま都市マスタープランに位置付ける中心商業・サービスゾーン
- 都市機能誘導区域②
上記以外の区域

※区分の詳細については、「区域図」を参照

